

株主の皆様へ

東京都千代田区四番町2番地12  
東洋鋼板株式会社  
代表取締役社長 田中厚夫

## 第112期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第112期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議が行われましたので、ご通知申し上げます。

敬具

### 記

- 報告事項**
1. 第112期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました
  2. 第112期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案**

剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

**第2号議案**

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。

**第3号議案**

取締役8名選任の件

本件は、原案どおり三木啓史、田中厚夫、森田俊一、岩崎守、伊藤啓志、藤井厚雄、富永勝彦、藤井 正の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、三木啓史氏は社外取締役であります。

以上

定 款 新 旧 対 照 表

(変更箇所は、下線の部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p><u>第8条</u>  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条            当社の単元株式数は、1,000株とする。  <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条            当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利            3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第11条            当社は、株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。  <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第8条            当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第9条            当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利            3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条            当社は、株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。            当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則によるものとする。</p> <p>第13条～第40条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則によるものとする。</p> <p>第12条～第39条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

## 配当金のお支払いについて

第112期期末配当金は、1株につき3円に決定いたしました。

同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお受取り下さい。

なお、銀行振込をご指定の方には、「第112期期末配当金計算書」および「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでご確認ください。